

地方自治法第199条第4項の規定により、平成22年度定期監査を実施したので、その結果を同法同条第9項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 中北 秀太良

平成22年度 定期監査等結果報告書（第3次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
税 務 課	平成23年11月25日～11月30日	平成23年12月20日
人 事 課	平成23年12月12日～12月14日	平成24年 2月20日
総 務 課	平成23年12月15日～12月19日	平成24年 2月20日
選 挙 管 理 委 員 会	平成24年1月12日～ 1月13日	平成24年 2月21日
行 革 財 政 課	平成23年12月22日～12月27日	平成24年 2月21日
収 税 課	平成24年 1月16日～ 1月19日	平成24年 2月22日
議 会 事 務 局	平成24年 1月20日	平成24年 2月22日
出 納 室	平成24年 1月23日～ 1月24日	平成24年 2月23日

2. 監査の対象事項

平成22年度の財務等に関する事務。

3. 監査の方法

地方自治法第199条第8項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 中北 秀太良

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、単純な誤謬に起因するもの等軽易なもの、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があると認められるもの、早期に是正改善することが必要と判断されるものなど見受けられたが、監査当日に指摘を行ったものの内、公表は行わないが注意として改善を書類で求めるものや、意見・要望としたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査是正改善事項

【人事課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令書についても、概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

物品供給契約書について、収入印紙が貼付されていない。一定の規格で統一された物品の購入にかかる請書や契約書については印紙税を課さないものとされる文書となるが、当該物品供給契約については、既製品に加工（作業服に御所市及び個人名の刺繍）を施した物品の購入であるため、収入印紙の貼付が必要と思われる。

・物品供給契約書 1,031,310円 他1件

【収税課】

予算執行について、収入関係書類は良好に処理されており、支出負担行為及び支出負担行為兼支出命令書についても良好に処理されていた。

(1) 決裁について

公示送達の起案文書において、課長専決や部長専決となっている事例、決裁が行われていない事例が見受けられた。御所市事務決裁規程に基づき、市長まで決裁を得られたい。